

先日発表された税制大綱の内、個人所得税の主な改正部分について説明していきます。

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 239 回

リーダーに「うそも方便」が許されるのか、立場を維持するために苦し紛れのうそを言う、  
一国の総理大臣がこれでは、本当に悲しい国家ですね。

やはりリーダーはしっかりした方針、信念がなければ務まりません。  
先日あるところでこんな話を聞きました。世界中で 2 直体制を実行し、生産を行っているのは「あの独とあと数ヶ国である」と・・・まだできていません。  
最近ユーロ圏の国家財政破綻の話をよく聞きます。

結局「勝つ国」、「勝ち抜く会社」は「まず働く」、遊びは「二の次」にしている国であり、人  
ですね・・・「結局働かざる者食うべからずです」。

社員がハードワークに喜びを感じ、労働なんか苦にならない、そんな会社が生き残り、  
劣る者は淘汰される。

そして生き残って社員に給料を払える会社が結局はいい会社ですね！！  
また、社長自身が自分に対して厳しい・・・それが真のリーダーシップではないかと思  
います。  
まさにこれからの日本はこれが要求される時です。  
ガンバレ日本、ガンバレ社長、そしてリーダー

前田の《今人生を語る》第 144 回



外国人は、現代日本の何を見ているのでしょうか。

「被災した方々の我慢強さを見ている」  
「日本人の勇気、博愛の精神を見ている」  
「善良の連鎖を見ている」  
⇒ 日本はすばらしい  
日本が好きだ

一方  
「無為無策の日本の政治、政治家を見ている」  
「こうした政治家を選んだ日本人を視ている」  
「いい加減なジャーナリズムを見ている」  
⇒ こんな日本に  
誰がした

さあ、何が真実ですか？

1. 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除の上限設定  
給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限を設けられる事になります。
- (2) 役員給与等に係る給与所得控除の見直し  
2,000 万円を超える役員給与等に係る給与所得控除額については、下記の区分に応じた金額になります。
  - ① 2,000 万円を超え 2,500 万円以下の場合  
245 万円から役員給与の 2,000 万円を超える部分の 12%を控除した金額
  - ② 2,500 万円を超え 3,500 万円以下の場合  
185 万円
  - ③ 3,500 万円を超え 4,000 万円以下の場合  
185 万円から役員給与のうち 3,500 万円を超える部分の 12%を控除した金額
  - ④ 4,000 万円を超える場合  
125 万円
- (3) 特定支出控除の見直し  
特定支出の範囲を拡大するとともに、特定支出の判定基準が見直されます。  
職務で必要であることを条件に、法令の規定に基づいてその資格を有する者に限って特定の業務を営むことができる資格の取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費及び職業上の団体の経費）を特定支出の範囲に追加されます。なお、勤務必要経費については、65 万円までが上限になります。  
さらに、特定支出控除の適用判定の基準となる控除額については、現行では給与所得控除額でしたが、改正では給与所得控除額の 2 分の 1 の額となります。なお、給与収入が 1,500 万円を超える場合は 125 万円となります。

2. 退職所得課税の見直し

現行での退職所得は、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 を所得金額とする累進緩和措置（以下「2 分の 1 課税」といいます。）が取られています。  
勤続年数 5 年以内に退職した法人役員等の退職所得については、この 2 分の 1 課税が廃止になります。

3. 成年扶養控除の見直し

現行制度では 23 歳から 69 歳までの成年を控除対象とする扶養控除は、被扶養者が一定の年齢であれば一律に適されていたが、控除の対象を障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生に限定する事になりました。また、合計所得金額が 400 万円（給与収入 568 万円）以下の扶養者については、引き続き成年扶養控除が適用できます。なお、合計所得金額 400 万円を境目として税負担が急増しないように、調整措置が講じられます。

現在、税制改正法案は、震災関連法案が優先されているため審議が一時的にストップしています。今後の展開によっては一部修正が入る可能性もあります。